

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十六年度地籍調査事業計画の変更……………一
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………一
……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
- 技能検定員審査の実施……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……
- 特定非営利活動法人の仮認定……………五
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………六
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更……………六
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………六
……(同)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………六
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………七
……(同)……

告示

○河川整備基本方針の公表……………(建設局河川部計画課)……九
正誤

○平成二十六年四月三十日付東京都規則第八十四号……………九

東京都告示第八百七十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により定めた平成二十六年地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 外 添 要 一

調査を行う者 調査 地域 調査期間

杉並区 杉並区西荻南三丁目の一部 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

で

東京都告示第八百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月六日

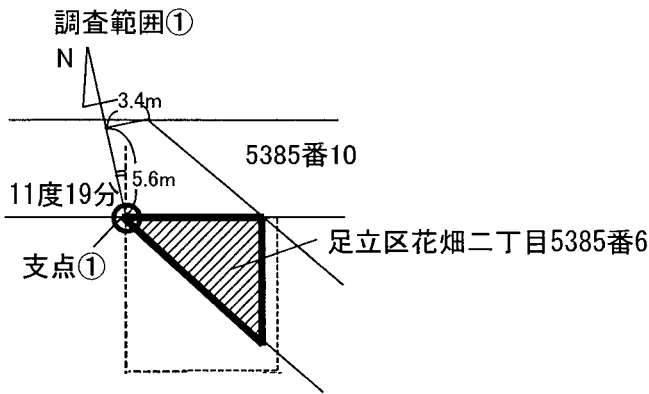
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区花畑二丁目)

目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



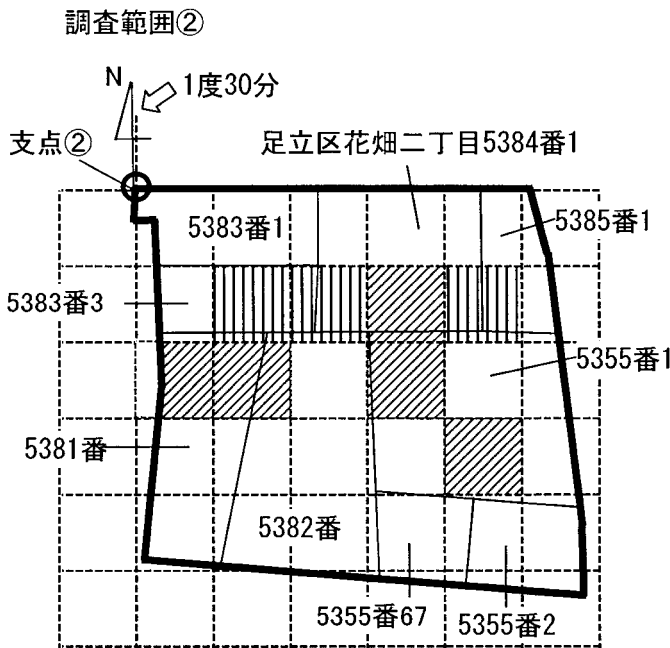
調査範囲①

<支点①>

支点①は、足立区花畑二丁目5385番10の最西端から西へ3.4m、南へ5.6mの位置とする。

<格子の回転角度> 11度19分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲②

<支点②>

支点②は、足立区花畑二丁目5383番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 1度30分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第八百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第百十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 舛添 要一

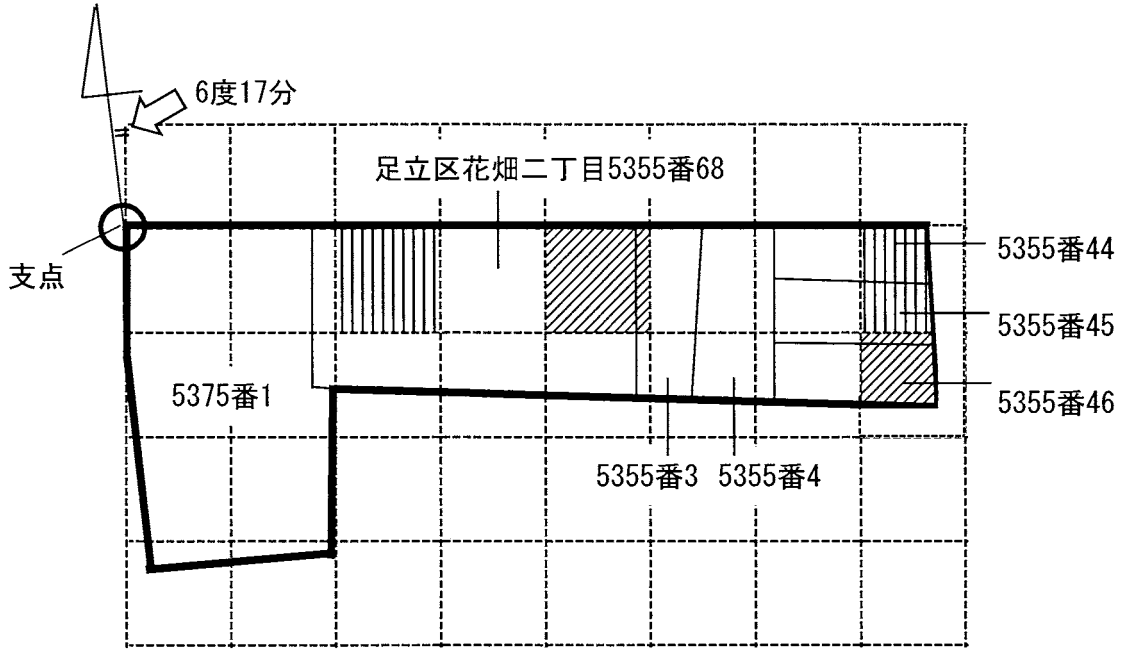
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区花畑二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



＜支点＞
 支点は、足立区花畑二丁目5375番1の最北端とする。
 ＜格子の回転角度＞ 6度17分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

＜凡例＞

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▨ 指定を解除する区域

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第187号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月6日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動車免許技能検定員審査
- (7) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

<p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成26年7月7日（月曜日）から同月10日（木曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成26年6月18日（水曜日）及び同月19日（木曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課</p>	<p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年6月13日（金曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,500円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(イ) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p>	<p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年六月六日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日中博雄交流機構</p> <p>三 代表者の氏名 鈴木 智子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区台東二丁目二番一―一五〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に日本人・中国人に対して、日本と中国との人的・文化的な交流の推進及び支援に関する事業、留学生に対する支援及び受け入れに関する事業を行い、日本と中国の親交及び経済活動の活性化</p>
--	---	---

化を図り、青少年の育成、地域社会との交流と活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しらゆり

三 代表者の氏名

石原 玲子

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市柴崎町三丁目十一番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に障害者と高齢者に対して経済社会に結合する作業所での技能習得とグループホーム等での生活で自立を支援することによって、地域社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート

三 代表者の氏名

西野 桂子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目十番十三号 デコパージュ南青山ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、将来国際的に開発援助分野で活躍できる人材及び専門家を養成する為の実務、学術研究の両面における高度化支援を行い、国内外における実務研修の場を創出するとともに、政府、公共団体、国際機関、NGO、大学、研究機関及び民間企業等とパートナーシップの強化を図り、人材環流の為のネットワークを構築し、開発途上国への支援を通して開発援助活動の基盤を拡大し、広く公益の増進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人21世紀のカンボジアを支援する会

三 代表者の氏名

根岸 恒次

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区豊玉上二丁目二十五番七号 ゴールドパレス豊玉二〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、内戦が終結し、戦後復興に励むカンボジアの人たちに対して、彼らの意思を尊重し、話し合いを通して自立の支援に係る事業を行う他、災害などの緊急援助に係る事業を行い、カンボジアの人たちの生活の向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

セカンドハーベスト・ジャパン

三 代表者の氏名

マクジルトン・チャールズ・アール

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区浅草橋四丁目五番一号 水田ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人はホームレス、貧困者、高齢者、幼児、災害の被害者、及びその困窮する実態に陥るおそれのある人々に対して、食事の提供及び生活支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 舛添 要一

一 名称

特定非営利活動法人P・R・O

二 代表者の氏名

吉田 篤史

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上高井戸一丁目八番二十号 第一島田ビル三〇一

四 仮認定の有効期間

平成二十六年五月三十日から平成二十九年五月二十九日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人健康医療評価研究機構

二 代表者の氏名

大木 孝太郎

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区池袋二丁目十七番二号 ルポゼ一〇一号

室

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更について

更について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三

条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ヒマラヤ保全協会

二 代表者の氏名

渡邊 敏雄

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木三丁目五番七一四〇三号

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人じぶん未来クラブ

二 代表者の氏名

佐野 一郎

三 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋三丁目二十五番三十三号 NP御成門ビル四階

大規模小売店舗立地法に基づき新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年六月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年六月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名

(仮称)アウトドアヴィレッジ 昭島市田中町六百十番二ほか

二 店舗所在地

設置者名

昭和飛行機工業株式会社 昭島市田中町六百番地

四 設置者住所

小売業を行う者の氏名又は名称

未定

五 新設をする日

平成二十七年一月十六日

六 店舗面積の合計

五千九十五平方メートル

<p>八 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>店舗北側ほか 二百五十五台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>店舗西側 百三台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>店舗北東側 七十二平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>店舗北東側 三十一・四二立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻</p> <p>午前九時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>午後十時</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前八時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>四か所 店舗北側ほか</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前七時から午後十時まで</p>	<p>十七 届出日</p> <p>平成二十六年五月十五日</p>	<p>十八 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間</p> <p>平成二十六年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>				
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十六年六月六日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 いなげや調布仙川店</p> <p>二 店舗所在地 調布市仙川町三丁目四番地一</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)調布市仙川ショッピングセンター</p> <p>六 変更後の店舗名 いなげや調布仙川店</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか未定</p>																
<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社いなげやほか四名</p>	<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社いなげや</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>遠藤 正敏</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>成瀬 直人</p>	<p>十四 変更日</p> <p>平成二十五年二月一日ほか</p>	<p>十五 届出日</p> <p>平成二十六年四月二十四日</p>	<p>十六 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 縦覧期間</p> <p>平成二十六年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>いなげや保谷駅南店</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>練馬区南大泉三丁目十三番三十一号</p>	<p>三 設置者名</p> <p>株式会社いなげや</p>	<p>四 設置者住所</p> <p>立川市栄町六丁目一番地の一</p>	<p>五 変更前の店舗名</p> <p>(仮称)いなげや練馬南大泉三丁目店</p>	<p>六 変更後の店舗名</p> <p>いなげや保谷駅南店</p>	<p>七 変更前の店舗所在地</p> <p>練馬区南大泉三丁目四百九十七番地</p>	<p>八 変更後の店舗所在地</p> <p>練馬区南大泉三丁目十三番三十一</p>

<p>九 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>十 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか未定</p> <p>十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p> <p>十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p> <p>十四 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>十五 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>十六 変更日 平成二十五年二月一日ほか</p> <p>十七 届出日 平成二十六年五月八日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十六年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 いなげや下石神井店</p> <p>二 店舗所在地 練馬区下石神井四丁目三十四番二十六号</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称) いなげや練馬下石神井店</p> <p>六 変更後の店舗名 いなげや下石神井店</p> <p>七 変更前の店舗所在地 練馬区下石神井四丁目三十四番地</p> <p>八 変更後の店舗所在地 練馬区下石神井四丁目三十四番地二十六号</p> <p>九 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>十 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>十四 変更日 平成二十五年八月十四日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十六年五月八日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十六年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に</p>	<p>ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十六年六月六日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 コープ上北台店</p> <p>二 店舗所在地 東大和市立野二丁目三番五</p> <p>三 設置者名 株式会社山裏ほか四名</p> <p>四 設置者住所 東大和市芋窪二丁目千九百五十四番地ほか</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前十時</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前九時ほか</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前九時四十五分から午後十一時十五分までほか</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時十五分までほか</p> <p>九 変更日 平成二十六年六月七日</p>
--	---	---

十 届出日

平成二十六年五月十九日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成二十六年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

河川整備基本方針の公表について

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 河川整備基本方針の名称

目黒川流域河川整備基本方針

二 対象とする河川の名称

二級河川目黒川、北沢川、烏山川及び蛇崩川

三 河川整備基本方針を定めた年月日

平成二十六年五月十六日

四 河川整備基本方針の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事務所、東京都第二建設事務所、東京都第三建設事務所及び東京都北多摩南部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

正 誤

○平成二十六年四月三十日付東京都規則第八十四号

ページ一段一行一 誤 正

一 下 一〇 ほか、 千九百九十四年

下 上

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002